

令和6年度岩手県手話通訳者登録試験実施要項

1 目的

この要項は、「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び岩手県の「手話通訳者養成・研修・派遣等事業運営要領」による手話通訳者登録試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

岩手県立視聴覚障がい者情報センター

3 登録試験の方法

登録試験は、社会福祉法人全国手話研修センターが主催し実施する「手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験実施要綱」（以下「全国統一試験実施要綱」という。）及び「2024（令和6）年度手話通訳者全国統一試験の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき実施する。

4 登録試験の内容

手話通訳者として必要な知識・技能を審査するため、全国統一試験実施要綱及び手引きに基づき次の筆記試験及び実技試験を行う。

(1) 筆記試験

手話通訳に必要な基礎知識、国語

(2) 実技試験

場面通訳

5 実施日

令和6年12月7日（土）午前10時から
（受付：午前9時から9時30分まで）

6 試験会場

岩手県立視聴覚障がい者情報センター
（盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 いわて県民情報交流センター《アイーナ》4階）

7 受験申込み

受験申込書等を岩手県立視聴覚障がい者情報センターに請求後、必要事項を記入の上、郵送又は直接、岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ申し込む。

送付先：〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 電話 019-606-1743

申込期限：令和6年9月27日（金）必着厳守

8 受験資格

(1) 手話通訳者養成課程修了者

(2) 手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者

※ 岩手県外で開催された手話通訳者養成課程修了者は、受験申込みの際、修了を証する書類の写しを添付すること。

※ 「手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者」とは、他の都道府県（指定都市、中核市、特別区）において、通訳者として登録し活動していた者で、かつ、社会福祉法人全国手話研修センターが主催し実施する「手話通訳者養成課程修了者に対する全国統一試験」又は社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「手話通訳技能認定試験」に合格していない者とする。

2024(令和6)年度 手話通訳者全国統一試験の手引き

実施：岩手県立視聴覚障がい者情報センター
社会福祉法人 全国手話研修センター

I. 試験概要

手話通訳者として必要な知識及び技能を審査するため、筆記及び実技試験の問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等について社会福祉法人全国手話研修センターから提供を受け、各都道府県・政令指定都市試験実施団体はそれに基づき手話通訳者全国統一試験を実施します。

1. 試験日：2024(令和6)年 12月 7日(土)
2. 申込締切：2024(令和6)年 9月 27日(金)
3. 合否発表：2025(令和7)年 3月 1日(土)
4. 試験内容：＜筆記試験＞ 手話通訳者に必要な基礎知識・国語
＜実技試験＞ 場面通訳
5. 試験会場：いわて県民情報交流センター〈アイーナ〉4階 岩手県立視聴覚障がい者情報センター
6. 申込先：岩手県立視聴覚障がい者情報センター
7. 問い合わせ先：TEL:019-606-1743 FAX:019-606-1744

II. 受験対象者 下記のいずれかに該当する人

1. 手話通訳者養成課程修了者
2. 手話通訳者養成課程修了者と同等の知識及び技術を有する者

III. 試験科目及び出題範囲

1. 筆記試験(100分)
(1)手話通訳者に必要な基礎知識

【出題範囲に対応するテキスト】 発行：社会福祉法人全国手話研修センター

「手話奉仕員養成のための講義テキスト」(初版 2023 年 9 月 1 日発行)
「手話通訳 I ホップ ステップ ジャンプ」(第 3 版 2017 年 5 月 1 日発行)
「手話通訳 II ホップ ステップ ジャンプ」(第 4 版 2015 年 8 月 1 日発行)
「手話通訳 III ホップ ステップ ジャンプ」(初版 2017 年 1 月 31 日発行)
「手話通訳者養成のための講義テキスト 改訂版」(第 3 版 2023 年 6 月 22 日発行)

※各テキストの重版による正誤表については、ウェブサイトからご確認いただけます。
全国手話研修センターのウェブサイト「出版・発行物のご案内」または全日本ろうあ連盟のウェブサイト「出版物のご案内」の各テキストのページをご覧ください。

(2)国 語

手話通訳に必要な国語についての基礎知識や総合的な国語力の範囲

- ① 発音の仕方、音の区別、アクセント等
- ② 単語(言葉の意味、類義語、同音異義語、和語、漢語、外来語、新語、慣用句等)
- ③ 文法(品詞、文の構造等)
- ④ 文字(漢字、仮名遣い、表記法等)
- ⑤ 表現法(敬語の使い方、諸種の文章の書き方等)
- ⑥ 文章読解(やや長文の論理的な読解・要約等)
- ⑦ 簡単な文学史

2. 実技試験

場面通訳試験(場面における聞き取り及び読み取り通訳) 1 問

ろう者ときこえる人の会話場面が映像で約4分間流れます。ろう者ときこえる人の会話場面を通訳して下さい。出題内容は、相談、医療、労働、文化活動等に関する問題とします。通訳内容はビデオカメラで収録し、採点評価します。

IV. 試験実施団体に提出する書類

受験申込者は、次の1～3の書類を試験実施団体に提出してください。

1. 受験申込書

記入もれのないようボールペンを使って楷書で正確に記入してください

2. 受験票 ※写真貼付 切り離さないでください。

受験申込日より6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真(縦4.0cm×横3.0cm)を指定欄に貼付してください。写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

3. 受理票 ※写真貼付 切り離さないでください。

受験申込日より6ヶ月以内に撮影した上半身正面脱帽の証明写真(縦4.0cm×横3.0cm)を指定欄に貼付してください。写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

4. その他

ご記入いただいた個人情報は、本人の承諾なしに本件目的以外に利用することはありません。

V. 受験者への注意事項

1. 試験全般

- (1) 試験中は、試験会場の指定された場所以外に立ち入らないでください。
- (2) 試験会場は、館内及び敷地内全てで全面禁煙です。
- (3) 試験会場では、試験に関する問い合わせ等は受け付けません。
- (4) 試験会場に入ったら、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、パソコン等の通信機器は試験の終了まで使用できません。係員の指示に従って電源を切ってください。
- (5) その他、試験監督者の指示事項に従ってください。
- (6) 受験票は、合否発表があるまで大切に保管してください。
- (7) 合否の問い合わせは実施団体にしてください。

2. 筆記試験

- ・試験当日は、受験票を忘れずに持参し、試験中は机の上に置いてください。
- ・試験開始30分前までに入室し、受験番号と同一番号の席に座ってください。
- ・筆記用具は、鉛筆、消しゴムをお持ちください。

3. 実技試験

- ・実技試験は受験番号順に実施します。呼び出しがあるまで静かに待機してください。